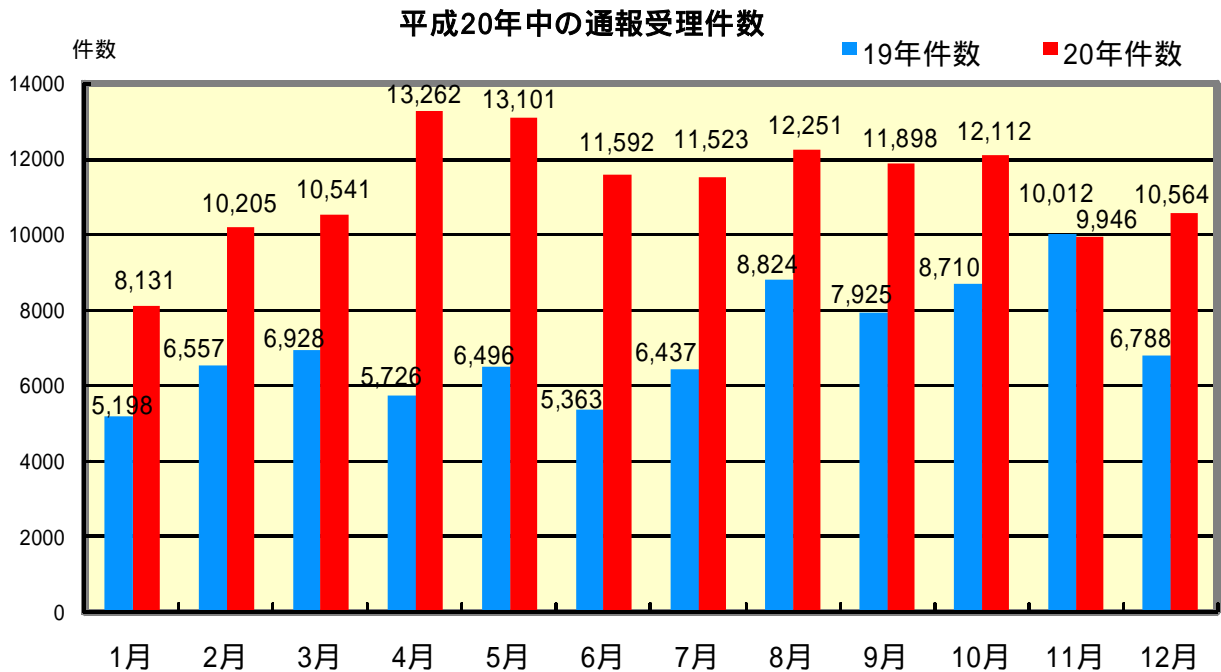


平成20年中の「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況について

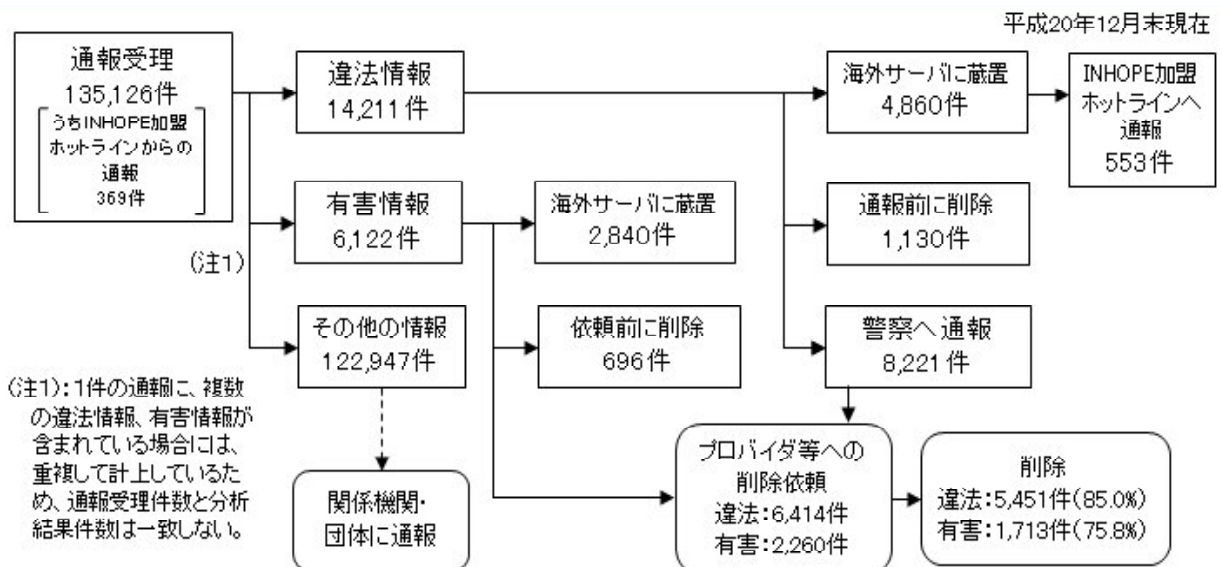
1 通報受理状況

「インターネット・ホットラインセンター」(以下「センター」という。警察庁委託業務)は、一般のインターネット利用者からの違法情報、有害情報に関する通報を受け付け、警察への通報、プロバイダや電子掲示板の管理者等(以下「プロバイダ等」という。)へ削除依頼等を行っている。

平成20年中は、135,126件(平成19年中は84,964件)の通報を受理しており、通報件数は増加傾向(対前年比50,162件、59.0%増)にある。



2 通報処理及び警察の対応状況等



(1) 違法情報

わいせつ物、児童ポルノに関する情報等インターネット上での流通が法令に違反する情報で、平成20年中は14,211件(平成19年12,818件。対前年比1,393件、10.9%増)。

【平成20年中の違法情報内訳】

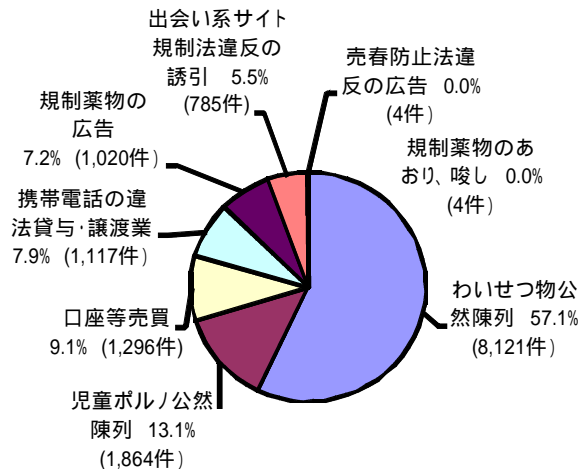
(2) 有害情報

殺人等の違法行為の請負等に関する情報、集団自殺を呼び掛ける情報等で、平成20年中は6,122件(平成19年中3,600件。対前年比2,522件、70.1%増)。

(3) その他の情報

違法情報、有害情報には分類されず、一部、知的財産権侵害、名誉毀損等にわたる情報もあるものの、多くは合法的なポルノや出会い系サイトに係る情報。

平成20年中は122,947件(注2)(平成19年中75,351件。対前年比47,596件、63.2%増)。



(4) 警察の対応状況

センターから通報を受けた違法情報をもとに、平成20年中に検挙に至ったものは10件。

なお、本年に入って検挙したものは22件(3月15日現在)。

(5) 削除結果

平成20年中にセンターからプロバイダ等に対し、違法情報として削除依頼を行った6,414件のうち5,451件(85.0%。前年84.8%)が、また、有害情報として削除依頼を行った2,260件のうち1,713件(75.8%。前年71.9%)が削除。

(注2)：著作権等の権利者団体等に通知。

3 諸外国のホットラインとの連携

諸外国におけるホットライン相互間の連絡組織であるINHOPE(International Association of Internet Hotlines)を通じた違法情報への対応を推進しており、平成20年中は、海外へ553件の通報を行うとともに、海外から369件の通報を受理して警察への通報、国内のプロバイダ等へ削除依頼を実施している。

4 今後の課題等

(1) 体制の強化

通報件数が予想を上回って増加し、処理に時間を要していることから、体制の強化を図り、業務処理の迅速化・効率化に努める。

(2) インターネット・ホットラインセンターについての広報啓発の促進

センターの利用を促すとともに、センターが削除依頼する情報が何であるかについてより理解を深める。

(3) 関係行政機関・団体との連携の強化

インターネット上の違法情報、有害情報対策の更なる推進を図るため関係行政機関・団体との連携をより一層強化する。